

2019濃運発第56号
2020年3月31日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場
濃縮運転部長
野里 紳士

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替え
について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力損害の賠償に関する法律の改正を受け、原子力損害賠償実施
方針（以下「実施方針」という。）を作成し2020年3月31日に公表しました。
この実施方針では、防災基本計画に整合させ、賠償請求等のための被災者相談窓口の
設置について定めているところです。

本公表に合わせ、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき作成しておりま
す「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」に規定する賠償請求
等のための被災者相談窓口の設置時期に係る記載について、防災基本計画と整合させ
る読替を行いましたので、ご連絡いたします。

なお、施行日は2020年3月31日としております。

敬 具

添付資料

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

| 現 行 | 読み替え後 | 理 由 |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 目 次 | 目 次 | |
| (略) | (略) | |
| 第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 24 | 第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 24 | |
| (略) | (略) | |
| 第3節 応急措置の実施 27 | 第3節 応急措置の実施 27 | |
| 1. 事故状況の把握 27 | 1. 事故状況の把握 27 | |
| 2. 原子力災害の発生防止措置の実施 28 | 2. 原子力災害の発生防止措置の実施 28 | |
| 3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 30 | 3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 30 | |
| 4. 経過及び概要報告 31 | 4. 経過及び概要報告 31 | |
| 5. オフサイトセンターとの連携 32 | 5. オフサイトセンターとの連携 32 | |
| 6. 広報活動 32 | 6. 広報活動 32 | |
| 7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請 32 | 7. 当社以外の原子力事業者等への応援要請 32 | |
| 8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 33 | 8. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 33 | |
| 追加 | <u>9. 被災者の相談窓口の設置</u> 33 | 記載の適正化（防災基本計画との整合）第6章から第4章へ移動 |

| 現 行 | 読み替え後 | 理 由 |
|--|---|---|
| <p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>追加</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 原子力災害事後対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 被災者の相談窓口の設置</u> <u>社長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> | <p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置</p> <p>(略)</p> <p>第3節 応急措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>9. 被災者の相談窓口の設置</u> <u>全社対策本部長は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 原子力災害事後対策</p> <p>(略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>(略)</p> | <p>記載の適正化（防災基本計画との整合）第6章から第4章へ移動</p> <p>記載の適正化（防災基本計画との整合）第6章から第4章へ移動</p> |